

平成27年4月1日スタート

# 子ども・子育て支援新制度

問い合わせ 子育て推進課 ☎229-3390 ㊚229-3451

平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。  
この制度は、全ての子育て家庭を社会全体で支援し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指しています。

## 子育てを取り巻くさまざまな課題

- 急速な少子化の進行
- 待機児童の問題
- 子育ての孤立感・負担感の増加など

これらの課題を解決するために  
新制度が創設されます

## 新制度の主なポイント

### ポイント① 幼児期の教育・保育の充実

- ▶ 幼稚園・保育所の充実に加えて、認定こども園の普及や地域型保育事業の整備によって教育・保育の場を充実します。
- ▶ 子どもたちに、より目が届くよう、幼稚園や保育所、認定こども園などの職員配置の改善が図られます。また、職場への定着、質の高い人材を確保するため、幼稚園や保育所、認定こども園などの職員の処遇が改善されます。

#### 幼稚園 3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間の他、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施

利用できる保護者 制限なし



#### 保育所 0～5歳

就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

利用時間 夕方までの保育の他、保育所により延長保育を実施

利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育ができない保護者



#### 認定こども園 0～5歳

教育と保育を一体的に行う施設

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらに普及を図っていきます。



#### 創設 地域型保育事業 0～2歳

少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を確保します。



### ポイント② 市町村が地域のニーズに見合った子育て支援を推進

市町村は、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域のニーズに見合った子育て支援に関する事業の実施や施設の整備に計画的に取り組めます。